

2 生福第 7 6 号  
令和 2 年 4 月 2 日

各高齢者福祉施設等管理者 様

福島県保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の  
更なる徹底について (通知)

このことについては、令和 2 年 3 月 8 日付け福島県保健福祉部長通知及び、  
令和 2 年 3 月 1 9 日付け福島県保健福祉部長で通知しているところですが、今  
般、感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、下記の内容を踏まえ、感染拡  
大の防止に、万全の対策を講じられますよう、改めてお願いいたします。

記

1 感染拡大防止対策の更なる徹底の視点

- 新型コロナウイルスの侵入を遮断するため施設の取組方針の再徹底
  - ・取組内容の再確認 (追加含む)、職員全員への周知・徹底
- 新型コロナウイルスの侵入を遮断するための対策の迅速かつ的確な実行

2 感染拡大防止対策に関する対応事例 (追加その 1) 「別紙 1」

令和 2 年 3 月 1 9 日付け保健福祉部長通知の際に添付した「新型コロナウ  
イルス感染拡大防止対策に関する対応事例」について、高齢者施設等関係団  
体や県内社会福祉法人からの聴取をもとに、その内容を追加しました。

(事務担当 高齢福祉課 主幹兼副課長 浅野 電話024-521-7162)

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する対応事例（追加その1）

【令和2年3月19日付け福島県保健福祉部長通知で示した対応事例】

高齢者施設等関係団体（福島県老人福祉施設協会、福島県老人保健施設協会、認知症グループホーム協議会、ほか）から聴取を行い、整理した対応事例は以下のとおりです。

《対策の基本的方向：事例》

- 1 感染防止対策徹底により新型コロナウイルスの施設への侵入を遮断
- 2 感染防止対策は、基本、インフルエンザ対策と同様

《対応事例》

1 基本的な対応事例

感染防止対策を徹底するため、施設・事業所での会議や打ち合わせの際に、繰り返し、感染防止対策の確認を行っている。

2 施設等職員への対応事例

- 施設職員が施設を出入りする場合の対応
  - ①施設に入る際：玄関での消毒、検温、マスク着用
  - ②施設から外出する際：施設長への伝達
- 職員が県外等に行く場合には、施設長に伝達（行き先、交通機関等）
- 職員の体調管理のため毎日検温、また熱がある場合には自宅で休養

3 関係する業者が施設に出入りする場合の対応事例

- 施設に入る際：消毒、検温、マスク着用

4 通所介護サービス（デイサービス）での職員の対応事例

- 利用者を迎えに行く前の対応
    - ①送迎車内等の消毒
    - ②迎えに行く職員の消毒、検温、マスク着用
  - 利用者宅での対応
    - ①利用者の検温（検温している場合でも、事業者が体温を再検温）
    - ②①で熱がある場合には、基本、インフルエンザが疑われる時と同様の対応
- （参考例）

熱がある場合は、家族とケアマネージャーに連絡・相談し、医療機関への受診や自宅療養などに対応を移行している。

【対応事例の追加（高齢者施設等関係団体や県内社会福祉法人からの再聴取）】

- 毎日職員・利用者全員の検温実施の再徹底
- 施設独自で体温基準を設定し、基準を上回る場合、自宅での休養
- 不要不急の外出や人混みを極力避けるよう協力要請
- 臭覚味覚異常など全国各地の事例から感染の可能性が疑われる職員の自宅での待機
- 実習生、ボランティアとしての職員の受入延期